

ああすの個人防護(PPE)特にマスクの利用方法について

【感染対策マニュアルに準じて行うが、今回は特にマスクの利用方法について】

*原則として、1利用者1枚を原則とする。

○自己健康チェックを毎朝行う。

○通勤時公共交通機関を利用する職員は、布マスク以外を着用のこと。

・体調不良や風邪気味、微熱がある場合は速やかに上司に連絡し、上司の指示に従う。

*必要上訪問介護を提供場合は、マスク・手袋・ガウン・フェイスシールドを着用する。(必ず1セットは携帯すること)

*別途マニュアルに従う。

① 訪問時前に新しいマスクと交換する。

○訪問時利用者の健康チェックを行う。

*訪問時、咳や鼻水等、微熱等症状があった場合は上司に報告し指示に従う。

利用者のサービス終了後外でマスクを外し、使用済みのマスクはビニール袋に入れて口を閉じ携帯する。

② 事務所に戻ったときは、交換したマスクの状態であるのでそのままよい。

*事務所に咳・微熱・風邪症状の職員がいた場合は、事務所退出時にマスク交換を行う。

(上記職員は、就労させない、受診等次の対策を実施する)

着け方



着用前に清潔ゾーン設定テープで清潔ゾーンの設定をしてください。

1 プラスチックガウン



①首の部分を持ち、ガウンをかぶる。 ②袖に腕を通す。袖口のサムックに親指を通す。 ③腰紐を結び、

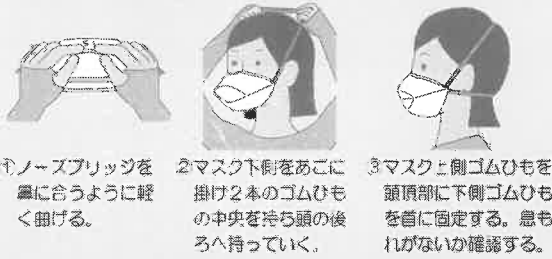
2 マスク

【サージカルマスクの場合】



①上下と表裏を確認し、マスクをつける。 ②ノーズブリッジを鼻形に曲げる。 ③ノーズブリッジを押しえながら、マスクをあごの下まで引っ張りブリッジを伸ばす。

【N95 マスクの場合】



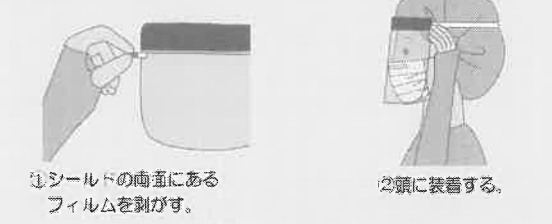
①ノーズブリッジを鼻に合うように軽く曲げる。 ②マスク下側をあごに掛け2本のゴムひもの中央を持ち頭の後ろへ持っていく。 ③マスク上側ゴムひもを額頂部に下側ゴムひもを首に固定する。息もれがないか確認する。

3 ヘアキャップ



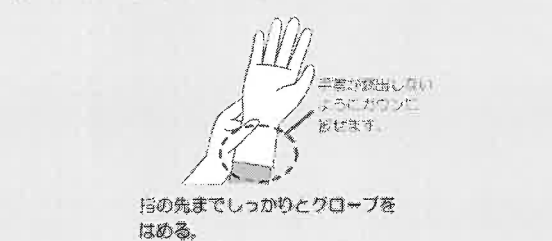
①ジャバラタイプのキャップを左右に引っ張って広げる。 ②髪の毛がはみ出さない様にキャップをかぶる。

4 フェイスシールド



①シールドの両面にあるフィルムを剥がす。 ②頭に装着する。

5 プラスチックグローブ



手の先までしっかりとグローブをはめる。

外し方



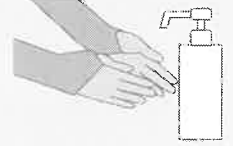
外す際は表面（汚染面）に触れないでください。

1 プラスチックグローブ

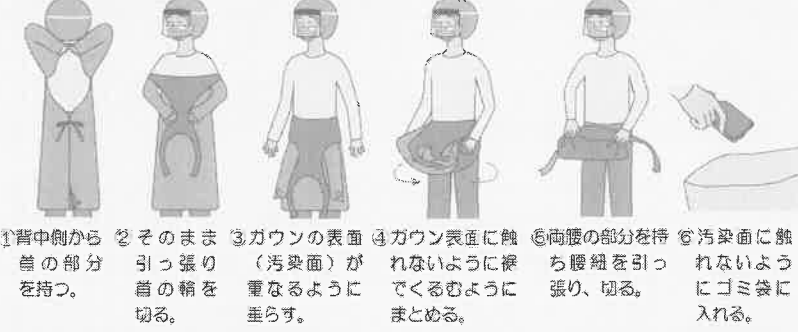


①片方の手袋の外側（汚染面）の隅をつまむ。 ②内側が外に出るように引っ張りながら外す。 ③手袋を外した手で、もう一方の手袋の内側に手を差し入れる。 ④内側が外に出るように引っ張り外す。 ⑤汚染面に触れないようにゴミ袋に入れる。

2 手指消毒



3 プラスチックガウン



①背中側から首の部分を持つ。 ②そのまま引っ張り首の輪を切る。 ③ガウンの表面（汚染面）が重なるように垂らす。 ④ガウン表面に触れないように襟でくるむようにまとめる。 ⑤両腰の部分を持ち腰紐を引っ張り、切る。 ⑥汚染面に触れないようにゴミ袋に入れる。

4 手指消毒



5 フェイスシールド



①シールドの内側からゴムを持ち、シールド前面に触れないよう外す。 ②肌に触れていた面が外側になるように折る。 ③汚染面に触れないようにゴミ袋に入れる。

6 ヘアキャップ



①キャップに手を差し込む。 ②キャップを持ち上げ外す。 ③外側（汚染面）と内側をひっくり返す。 ④汚染面に触れないようにゴミ袋に入れる。

7 マスク



①ゴムを持ち、マスク前面に触れないよう外す。 ②肌に触れていた面が外側になるように折る。 ③外側（汚染面）と内側をひっくり返す。 ④汚染面に触れないようにゴミ袋に入れる。

8 ゴミ袋を閉じる



9 手指消毒



感染防止のための医療スタッフの防護

○：必ず使用する △：状況により感染リスクが高くなる際に使用する。

処置・ケア場面		手袋	マスク	ガウン	エプロン	ゴーグル
清潔ケア	口腔ケア	○	△		△	△
	陰部洗浄	○	△		○	△
	入浴	△			○※1	
排泄	排泄介助	○			○	
	オムツ交換（通常）	○	△※2		○	△※2
	下痢患者のオムツ交換	○	○		○	△※2
	使用後の尿便器の処理	○	○	○	○	
	環境整備	○	○		○	
清掃	血液体液での汚染場所の清掃	○			○	
	リネン交換	△	○		△	
	汚染リネンの交換	○	○	○		
	吐物の処理	○	○	○	○	△

※1：この場合は入浴介助用の防水エプロンでよい ※2：陰部洗浄を追加する場合

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針

(第 12 弾抜粋)

令和 3 年 1 月 14 日

6. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ① 検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ② マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底することともに、2 か月分の使用量を確保すること。**(1 月 9 日 第 11 弾発出時に改定)**
- ③ 面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④ 原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤ 施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対する積極的 PCR 検査を引き続き実施し、さらに、高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施する。【再掲】